「ゼロエミッションみえ」プロジェクト推進方針策定に係る有識者会議設置要綱

（目的）

第１条　「ゼロエミッションみえ」プロジェクト推進方針の策定に際し、総合的かつ専門的な見地から意見を聴取するため、「ゼロエミッションみえ」プロジェクト推進方針策定に係る有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　会議の委員は、次の事項について意見を述べるものとする。

２　「ゼロエミッションみえ」プロジェクト推進方針の策定に関すること。

３　カーボンニュートラルの動きを県内の産業・経済の発展につなげる方策に関すること。

４　その他、知事が必要と認めた事項に関すること。

（委員）

第３条　会議は、知事が選任する委員で構成する。

２　会議の委員の任期は、選任の日から令和９年３月３１日までとする。

３　会議の委員の再任は妨げない。

（座長）

第４条　会議には座長を置き、知事が選任する。

２　座長は、会議を総理する。

３　座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　会議は、政策企画部長が招集する。

２　会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

３　委員が会議に出席できないときは、委員が指名し、かつ、知事が認めた者を委員の代理として出席させることができる。

4　出席者は、WEB 会議システムを利用して会議に出席することができる。

（報償費等）

第６条　県は、会議の委員に対し、報償費及び旅費を支給することができる。

2　県は、会議の委員以外の者が会議に出席した場合は、報償費及び旅費を支給することができる。

（守秘義務）

第７条　委員は、会議に際して知り得た非公開情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第８条　会議の庶務は、政策企画部企画課において行う。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和８年７月 10 日から施行する。